

令和 2 年度 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 追加協議

		水害対策強化事業		耐震化整備	ブロック塀等改修整備	介護施設等の多床室の個室化に要する改修費	
施設規模	補助者	補助対象施設	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分）	高齢者施設等の水害対策強化事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（耐震化分）	高齢者施設等の安全対策強化事業	高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業
			補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額
			補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：なし 補助下限：総事業費80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：なし 補助下限：なし	補助上限：97.8万円/床 補助下限：なし
定員規模30人以上以上の施設等	都道府県（指定都市・中核市を含む）	① 特別介護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設※1	—	○	—	○	○
		② 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	—	○	—	○	○
		③ 介護老人保健施設	—	○	—	○	○
		④ 介護医療院	—	○	—	○	○
		⑤ 介護老人ホーム	—	○	—	○	○
		⑥ 有料老人ホーム	—	—	—	○	○
		⑦ 通所介護事業所※2	—	—	—	○	—
		⑧ ①以外の老人短期入所施設	—	—	—	○	○
		⑨ 老人福祉センター（特A型・A型・B型）※1	—	—	—	○	—
		⑩ 老人福祉施設付設作業所※1	—	—	—	○	—
地域密着型29人以下規模の施設等	市区町村（指定都市・中核市を含む）	⑪ 地域密着型特別介護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設※1	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	○	○
		⑫ 小規模ケアハウス	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	○	○
		⑬ 都市型軽費老人ホーム	○（773万円）	—	○（773万円）	○	○
		⑭ 小規模介護老人保健施設	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	○	○
		⑮ 小規模介護医療院	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	○	○
		⑯ 小規模介護老人ホーム	○（773万円）	—	○（773万円）	○	○
		⑰ 小規模有料老人ホーム	—	—	—	○	○
		⑱ 地域密着型通所介護事業所※2	—	—	—	○	—
		⑲ 認知症対応型通所介護事業所	○（773万円）	—	○（773万円）	○	—
		⑳ ⑳以外の小規模老人短期入所施設	—	—	—	○	○
		㉑ 認知症高齢者グループホーム	○（773万円）	—	○（773万円）	○	○
		㉒ 小規模多機能型居宅介護事業所	○（773万円）	—	○（773万円）	○	○
		㉓ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	○（773万円）	—	○（773万円）	○	○
		㉔ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	○（773万円）	—	○（773万円）	○	—
		㉕ 夜間対応型訪問介護ステーション	—	—	—	○	—
		㉖ 介護予防拠点	○（773万円）	—	○（773万円）	○	—
		㉗ 地域包括支援センター	○（773万円）	—	○（773万円）	○	—
		㉘ 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	○（773万円）	—	○（773万円）	○	—
		㉙ 緊急ショートステイ	○（773万円）	—	○（773万円）	○	○
		㉚ 施設内保育施設	○（773万円）	—	○（773万円）	○	—

※1 定員規模に関わらない。
 ※2 通所介護事業所は定員19人以上、地域密着通所介護事業所は定員18人以下。

令和2年度 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 追加協議

	水害対策強化事業		耐震化整備	ブロック塀等改修整備	介護施設等の多床室の個室化に要する改修費
補助対象事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分）	高齢者施設等の水害対策強化事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（耐震化分）	高齢者施設等の安全対策強化事業	高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業
実施要綱（案）	第2の2のイ	第3の2のウ	第2の2のイ	第2の2の工、第3の2のオ	第2の2のオ、第3の2の力
交付要綱（案）	5（1）	5（2）	5（1）	5（2）	5（1）
対象経費	先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を含む。）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2、6％に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。				
留意事項	<p>ア 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。</p> <p>イ 過去に（当該補助金以外の）補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について、財産処分（取り壊し、廃棄等）を行う場合、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年月17日老発0417001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、手続きに遺漏のないようご留意願いたい。</p> <p>ウ 本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。</p> <p>エ 整備計画については、実施主体ごとに優先順位をつけるものとする。</p>				
	<p>ア 水害対策強化事業については、補助対象を水害等の発生が懸念される地域にある施設・事業所に限る。該当地域については、別紙2-3を参照することとする。</p> <p>イ 過去に認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業において、耐震化整備、大規模修繕等、非常用自家発電設備整備事業を実施した施設・事業所でも申請できるものとする。</p>	<p>ア 安全性に問題のあるブロック塀等の撤去、再設置、改修にかかる工事費等が対象となるが安全性に問題のないブロック塀等（当該安全性に問題があるブロック塀等に接続されているものに限る。）も合わせて一体的に撤去しなければならない場合には、安全性に問題のないブロック塀等に係る費用も補助対象とみなす。</p>	<p>ア 新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示日前のものも補助対象とする。</p> <p>イ 改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の利用者と空間的に分離・遮断されることを前提とする。可動式の壁等は認めるが、天井から隙間が空いていることは認められない。</p> <p>ウ 介護施設等の余裕スペース（空き部屋、静養室等）を改修する場合も対象とする。</p>		
補助対象外	<p>ア 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>				
基準単価	<p>次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。</p> <p>ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積</p> <p>イ 工事請負業者等の民間事業者の見積</p>				
提出が必要な添付資料	<p>下記の書類を添付すること。</p> <p>ア 平面図、位置図、写真等（現状及び工事箇所が分かるもの）</p> <p>イ 見積書（公的機関（都道府県又は市町村の建築課等の見積もり）、工事請負業者等の民間事業者）</p>				
補助（協議）の流れ	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p style="text-align: center;">協議の流れ</p> </div> <div style="flex: 2; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>→ 広域型(定員30人以上)施設に関する流れ → 地域密着型サービス等(定員29人以下)の施設に関する流れ</p> <p>①協議通知(厚生労働省) ⑤協議申請(交付自治体宛) ②協議通知(都道府県、指定都市、中核市宛) ⑥協議申請(とりまとめ都道府県宛)・・・市区町村のみ ③協議通知(市区町村宛)・・・都道府県のみ ⑦協議申請(所管地方厚生(支)局宛) ④協議募集(事業者宛) ⑧協議立期の送付(厚生労働省宛)</p> <p>・ ⑧以降、内示については厚生労働省より各都道府県、指定都市、中核市、市区町村へ対して行う。 （内示書宛の配布については、都道府県より管内市区町村への配布を依頼予定）</p> <p>・ 交付申請以降の手続きについては、事務委任されているため、各地方厚生(支)局と自治体間で行う。</p> </div> </div>				